

経済産業省

制定 20230310保局第2号
令和5年3月20日

発電用風力設備の特定支持物に使用する材料に関する確認について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第46条第3項第17号の規定により、産業保安監督部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）が行う風力発電所の工事計画（設置又は変更の工事の計画をいう。以下同じ。）の審査において、特定支持物（発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）第9条第3項に規定する特定支持物をいう。以下同じ。）に使用する材料の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第53号。以下「風技省令」という。）への適合性確認については、下記により行うものとする。なお、「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領（令和3年5月24日付け20210518保局第1号）」は、廃止する。

記

1. 使用材料の確認

特定支持物の構造上主要な部分に使用する鋼材（炭素鋼に限る。）、コンクリートその他の材料が、次のいずれかであること。これら以外のものを使用する場合には、風技省令への適合性について産業保安グループ電力安全課長（以下「本省電安課長」という。）に確認する必要がある。

- 平成12年建設省告示第1446号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）別表第1（い）欄に掲げる材料の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄に掲げる日本産業規格に適合するもの（許容応力度及び材料強度の基準強度（溶接部の基準強度を含む。）が指定されているものに限る。）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第2号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの（使用用途が限定されていないもの又は風力発電設備用として用途が限定されているものに限る。）
- 過去に（1）又は（2）と同等以上の機械的性質や化学成分その他の品質を有して

いるものとして本省電安課長により風技省令への適合性が確認されたもの

2. 新エネルギー発電設備安全審査専門家会議の設置

1. の風技省令への適合性の確認に係る本省電安課長の諮問先として、新エネルギー発電設備安全審査専門家会議（材料）を本省電安課に設置する。

附 則

この文書は令和5年3月20日から施行する。